

改善報告書

令和4年7月29日

1. 大学名：酪農学園大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学校教育法第93条第2項第3号に則し、学則第7条第3項第3号及び教授会規程第5条第1項第3号に規定されている「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定め、周知していない点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：4－1について

学則第7条第3項第3号及び教授会規程第5条第1項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、令和4(2022)年7月1日学長決定『「酪農学園大学教授会規程第5条第1項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」について』を制定し、大学評議会で承認の後、学内ホームページで全教職員に周知した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：4－1の資料

- ・4-1-1 酪農学園大学教授会規程第5条第1項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」について』（2022年7月1日学長決定）
- ・4-1-2 2022年度第3回評議会会議録（令和4年7月7日開催）

改善報告書

令和4年7月29日

1. 大学名：酪農学園大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－3

○「学校法人酪農学園役員報酬等支給規程」の制定に関し、あらかじめ評議員会の意見を聴くことなく理事会において決議している点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5－3について

- ・令和2年3月24日理事会・評議員会での審議手順について指摘のあった学校法人酪農学園役員報酬等支給規程の制定について、改めて令和3年3月1日に理事会・評議員会を開催し、本学校法人寄付行為第23条第4号の規定に基づき、評議員会であらかじめ意見を聴取した後、理事会で審議・承認された。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5－3の資料

- ・5-3-1 学校法人酪農学園評議員会議事録（抄）（令和3年3月1日）
- ・5-3-2 学校法人酪農学園理事会議事録（抄）（令和3年3月1日）

改善報告書

令和4年7月29日

1. 大学名：酪農学園大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－3

○監事の監査報告書について、決算及び事業報告とともに理事会及び評議員会への付議事項とし、理事会及び評議員会での審議を経て理事会において最終的に承認可決している点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5－3について

- ・令和2年度事業報告並びに収支決算については、令和3年5月26日に理事会を開催し、理事長等からの決算概要の説明があり、引き続き監事による監査報告の後、審議・承認された。その後、評議員会で報告を行い、意見を求めた。
- ・令和3年度事業報告並びに収支決算については、令和4年5月27日開催の理事会・評議員会において同様の審議手順で実施し審議・承認された。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5－3の資料

- ・5-3-3 学校法人酪農学園理事会議事録（抄）（令和3年5月26日）
- ・5-3-4 学校法人酪農学園評議員会議事録（抄）（令和3年5月26日）
- ・5-3-5 学校法人酪農学園理事会議事録（抄）（令和4年5月27日）
- ・5-3-6 学校法人酪農学園評議員会議事録（抄）（令和4年5月27日）

改善報告書

令和4年7月29日

1. 大学名：酪農学園大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－3

○決算及び事業の実績について、理事会において審議を行い、評議員会への付議事項とし、評議員会での審議後、理事会において承認可決しているが、私立学校法第46条に基づき、理事会での承認後、評議員会に報告し、意見を求めるよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5－3について

- ・令和2年度事業報告並びに収支決算については、令和3年5月26日開催の理事会において、審議・承認された。理事会終了後、引き続き評議員会を開催し、本学校法人寄付行為第37条第2項に基づき、令和2年度事業報告並びに収支決算について評議員会に報告し、意見を求めた。
- ・令和3年度事業報告並びに収支決算については、令和4年5月27日開催の理事会・評議員会において同様の審議手順で実施し審議・承認された。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5－3の資料

- ・5-3-3 学校法人酪農学園理事会議事録（抄）（令和3年5月26日）
- ・5-3-4 学校法人酪農学園評議員会議事録（抄）（令和3年5月26日）
- ・5-3-5 学校法人酪農学園理事会議事録（抄）（令和4年5月27日）
- ・5-3-6 学校法人酪農学園評議員会議事録（抄）（令和4年5月27日）

改善報告書

令和4年7月29日

1. 大学名：酪農学園大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6－3

○法人及び大学の管理運営面において、一部関係法令に基づく適正な執行が確保されていない状況があることから、内部統制機能の整備・充実に向けての改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6－3について

・管理運営面における内部統制機能の整備・充実のため、令和3年度に内部監査室による各事務局長へのヒアリング及び関連資料確認等により本学校法人ガバナンス・コードに関する自己点検を実施し、結果について監事や常任理事に報告するとともに、ホームページ(<https://gakuen.rakuno.org/wp-content/uploads/2022/02/01150245/>)で公表した。

ガバナンス・コードに関する自己点検は、今後は毎年度実施することとし、令和4(2022)年度から監事による内部監査の監査対象事項に加え、適合状況に関するチェック及び改善を継続的に推進していく。毎年度の自己点検結果報告書はホームページで公表していく。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6－3の資料

- ・6-3-1 2021年度学校法人酪農学園ガバナンス・コード自己点検シート
- ・6-3-2 学校法人酪農学園ガバナンス・コード自己点検結果報告書
- ・6-3-3 内部監査計画通知書